

はじめに

～市町村要保護児童対策地域協議会運営実務マニュアルの作成にあたって～

平成 26 年度の全国児童相談所の児童虐待対応件数は 88,931 件（速報値）で過去最高となり、年々増加の一途をたどっています。本県の児童相談所においても、平成 26 年度には 390 件の虐待相談に対応するなど、平成 22 年度以降は毎年 300 件以上の対応件数となっています。

国においては児童虐待に対応する法や体制の整備を進めており、平成 12 年には児童虐待防止法が制定され、児童虐待の定義が定められるとともに、虐待の禁止、通告の義務等が定められ、平成 16 年には児童福祉法の改正により、平成 17 年 4 月から市町村が児童相談の第一義的な窓口となり、要保護児童対策地域協議会（子どもを守るネットワーク）の設置が求められることになりました。

市町村は、要保護児童を発見した者及び児童虐待を発見した者からの相談・通告の受理機関として、子どもの安全確認を行うとともに必要な調査を行い、児童相談所や関係機関と連携しながら必要な対応を行うことが求められています。

児童虐待の対応は一機関だけでできるものではなく、関係する様々な機関と情報を共有し、適切なアセスメントと役割分担を行いながら支援にあたる必要があり、市町村に設置される要保護児童対策地域協議会の役割はますます重要となっています。

本県においても、東日本大震災津波の甚大な被害を受けた沿岸市町村も含めて、全ての市町村に要保護児童対策地域協議会が設置され、子どもを守るネットワークの体制整備は進んできています。しかしながらその運営については、実務者会議の定期開催による確実なケースの進行管理や個々のケース検討会議による支援方針の決定や事後評価、各機関の役割分担等について協議を行う等が不足するなど、十分に活用されているとはいえない状況も見られます。また、要対協運営に関する市町村アンケート（平成 25 年度子どもを守る地域ネットワーク調査）では、「会議運営のノウハウが十分でない」とする市町村が 7 割を占めている状況です。

これらのことから、県及び県要保護児童対策地域協議会では、市町村要保護児童対策地域協議会の運営や市町村の虐待対応、さらには児童相談所との連携等に資するためのツールとなる実務マニュアルを今回作成することといたしました。

各市町村におかれては、日々の児童虐待への対応や要保護児童対策地域協議会の運営に本実務マニュアルを活用していただき、相談対応力の向上と子どもを守る地域ネットワークの一層の充実を図られることを期待するものです。私たちの町の子どもたちは私たちが守り抜くという共通認識のもと、関係者との連携を一層強固にしていきたいと思います。

平成 28 年 1 月

岩手県要保護児童対策地域協議会・岩手県